

## 三条ものづくり学校コワーキング会員 スペース利用規約

本規約は、株式会社ものづくり学校（以下「当社」）が運営するコワーキングスペースにおいて、利用者であるコワーキング会員（以下「会員」）と当社との間に適用される利用条件を定めたものです。会員は本規約を遵守するものとします。

### 第1条（コワーキングスペース）

当社が運営、管理を行う三条ものづくり学校の1階101号室のフリーアドレスデスク型のワークスペースをコワーキングスペースといたします。

### 第2条（会員）

- コワーキングスペースの利用希望者は、弊社が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、会員申し込みを行うものとします。
2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員申し込みに対し、当社が承諾した者とします。なお、当社は当社の判断により当該申し込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。
  3. 会員は、コワーキングスペースにおいて、ものづくり（工業製品デザイン、映像、音楽、建築、食、家具、インテリア、アート、システム開発、その他関連事業）に関わる事業を行う必要があります。
  4. 会員は、本規約ならびに三条ものづくり学校館内規則他、当社の定めるルールを遵守しなければなりません。
  5. 会員は、第3条に定める費用を支払い、コワーキングスペース内の空きデスクおよび指定のロッカーを利用するものとします。
  6. 会員は、デスク使用後は、必ずデスク上の荷物・ゴミは撤去し、イスをもとの位置に戻して退出しなければなりません。デスク等を汚した場合は清掃するものとします。
  7. 会員は、コワーキングスペース利用時にその日の最終退出者となった場合は、空調・照明を切り、部屋の施錠を行うものとします。
  8. 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

### 第3条（利用料金）

コワーキングスペースの利用料金は下記のとおりです。

月額利用料 1席あたり 5,800円（税込） 1ロッカー貸与します。

### 第4条（料金の支払いに関して）

毎月の月額利用料は前月25日までに当社所定の口座に銀行振込でお支払い頂きます。

### 第5条（利用可能時間）

コワーキングスペースの利用時間は年末年始を除く平日及び土日祝日の24時間とします。

年末年始の利用停止期間は12月29日～翌1月3日を基本とし、毎年曜日の並び等により変動します。

また、今後の運用状況により、利用時間は変更することがあります。その他工事等で利用できない場合がありますが、その場合は事前にご連絡いたします。

## 第6条（利用制限及び利用の一時的な中断）

下記の事由により、事前に告知すること無く、やむを得ず一時的に利用の中断や利用制限を行う場合がございます。

この場合、会員に発生した損害に対し当社は一切の責任を負いません。

- (1)設備の臨時保守、臨時点検、臨時修理などを行う場合
- (2)火災・停電等の事故により利用が出来なくなった場合
- (3)天変地異、テロなどにより利用が出来なくなった場合
- (4)その他、予期せぬ事由により利用の中断等をせざるを得ない場合

## 第7条（法人登記）

会員が法人登記を行うことにより、HP や名刺等における法人の所在地に「三条ものづくり学校」と表記することが可能です。その際必ず事前に当社にご連絡頂きます。また退会時には必ず登記住所を変更して頂く必要があります。

## 第8条（会員情報等の提供）

入会時に当施設公式 HP に掲載するため、および施設内に情報掲示をするため、会員情報の提供、掲示にご協力頂くものとします。また会員情報や事業内容、および利用者登録情報に変更のある場合は、速やかに当社にご連絡頂くものとします。

## 第9条（退会）

退会する場合、退会希望日の2週間前までに、当社に退会の申請を行う必要があります。

## 第10条（飲食について）

飲食は原則飲料及び軽食のみ可能とします。他の会員の迷惑にならない程度のもとし、臭気が強い飲料・食品等の飲食、及びアルコールの飲用は禁止します。なお、ごみはお持ち帰り頂きます。

## 第11条（損害賠償）

会員は、自らの責に帰する事由により使用したデスク、イス、その他設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに当社に届け出るものとします。

この場合において、会員は、損害を賠償しなければなりません。

## 第12条（コワーキングスペース内での禁止事項）

コワーキングスペース内では下記の行為を禁止します。

- (1)PC からの音声出力、携帯電話、オンライン会議、打ち合わせ等で、ほかの会員の作業を妨げるような音を出す行為
- (2)衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は他の会員の迷惑、妨害となるような営業その他の行為
- (3)危険物及び重量物の持ち込み
- (4)公序良俗に反する物、他人に不快感を与える物の持ち込み
- (5)宿泊、喫煙、火気使用

- (6)当社の許可なく 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること
- (7)会員権の譲渡もしくは、非会員の招き入れ
- (8)公序良俗に反する活動
- (9)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (10)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (11)その他、当社が不適切と判断した行為

#### 第13条（利用をお断りする事業）

入会後であっても次に該当する事業を行っているときみなされる場合は退会いただきます。その場合、既に支払われた月額利用料は返金いたしません。

- (1)法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2)公序良俗に反すると当社が判断した事業
- (3)性風俗関連の事業
- (4)暴力団関係者及びそれに関する事業
- (5)政治結社及び宗教団体
- (6)マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- (7)その他、当社が不適当と認めた事業

#### 第14条（利用制限と強制退会）

下記の事由に該当する行為を行った場合、当社の判断で、以降のコワーキングスペースの利用をお断りすることがあります。その場合、既に支払われた月額利用料は返金いたしません。

- (1)会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
- (2)会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡した場合
- (3)会員が会員以外の者を招き入れコワーキングスペースを使用させた場合
- (4)当社や他の会員又は第三者に損害を与える恐れがあると、当社が判断した場合
- (5)本規約に反する行為があった場合
- (6)本規約第13条に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合

#### 第15条（免責）

次の事項に関して会員に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。

- (1)会員の貴重品を含む所持品についての盗難・破損
- (2)会員同士もしくは第三者との間で発生した事故やトラブル
- (3)インターネット接続によるウイルス被害
- (4)本規約第6条による利用中断、利用中止

#### 第16条（コワーキングスペース運営の終了）

当社のコワーキング会員およびコワーキングスペースの運営は、三条市との指定管理契約に基づき行うものであり、三条市と当社の指定管理契約の解除・終了に伴い、終了します。

第17条（本規約の変更）

本規約は当社が必要に応じて変更することがあります。変更後の内容については速やかに周知のうえ、適用するものとします。

令和2年7月  
東京都千代田区一番町4-42  
株式会社ものづくり学校